

令和4年3月一般質問(4年2月25日)

1. 不足している消防団員の確保と消防団活動について

- (1)機能別消防団を除く、消防団員の定数に対して 27%の欠員となっている現状をどのように捉えていますか。また、活動の影響や活動内容の改善はどのようにですか。
- (2)消防団員を1人でも多く確保するための対策はどのようにですか。また、欠員補充のために思い切った対策が必要だと思いますが、どのように考えていますか。
- (3)消防団員が減少傾向にある消防団の将来像を、どのように捉えていますか。

2. 通学路危険箇所の整備状況について

- (1)通学路危険箇所の調査内容及び調査結果はどのようにですか。
- (2)整備が必要と判断された危険箇所の整備状況と、今後の整備計画はどのようにですか。
- (3)教育委員会、学校としての安全対策はどのようにですか。

3. 市民と行政の協働のまちづくりの推進について

- (1)地域と市が共に考え方行動するまちづくりの協議会の進捗状況はどのようにですか。また、推進のための今後の計画はどのようにですか。
- (2)政策目標であるコミュニティによる新たな市民協働のまちづくりの取り組み状況及び、今後の推進計画はどのようにですか。

4. 幡豆地区県有地の政策について

- (1)開発に向けた問題点と現状を踏まえて、県有地に対する政策はどのようにですか。

(渡辺信行) 新政令和の渡辺信行です。ただいまより一般質問を行います。

議題1 不足している消防団員の確保と消防団活動について。

旧西尾市は、全国でも珍しい消防団のない市でありました。そのため、消防団に対する認識は低いかもしれません、地域の防災力を考えると消防団は欠かせない組織であります。自然災害の激甚化に対して、地域防災の一翼を担う消防団でありますが、団員のなり手不足は全国の課題となっています。消防庁が今年度、待遇の改善など抜本策を通知していますが、少子高齢化や自営業者の減少が響いているということです。仕事や生活に影響が出ないような活動、若者や女性への啓発、協力企業への優遇策など講じてはいますが、なり手不足の背景には、昔ながらの体育会気質や年中行事が敬遠されている面もあるとされています。このままでは地域防災力は低下し、ひいては地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すとの強い危機感が示されています。近年では、昨年の7月に熱海市で土石流災害が発生し、情報収集や避難誘導、捜索活動など、地域に密着した消防団員だからこそ担える役割もあったと言われています。消防団の存在意義を再認識して、地域を挙げて消防団を守っていく必要があると考えます。

西尾市の現状を見ますと、消防団は旧幡豆郡に設置されており、一色消防団は東部、中部、西部、佐久島の4分団、吉良消防団は第1、第2、第3の3分団、幡豆消防団は第1、第2の2分団、3団合わせて9分団となっています。条例定数は 296 人ですが、2月1日現在の実員数は 215 人であり、欠員数は 81 人となっています。吉良消防団は、実員数が条例定

数の 58%となっており、欠員で目を引くのは第2分団で、定数 20 人に対して実員数は半数の 10 人であります。西尾市と幡豆郡が合併した平成 23 年度は 292 人でしたが、その後、減少の一途をたどっています。旧西尾市に設置しています機能別消防団も、条例定数 347 人に対して実員数 277 人、欠員数 70 人となっています。その中で目を引くのは西尾北部で、定数 20 人に対して実員数 7 人であります。消防本部も消防団員も町内会に呼びかけたり、行政としても団員確保のために優遇措置を講じていますが、なかなか実にならないのか現状となっています。

質問要旨(1)機能別消防団を除く、消防団員の定数に対して 27%の欠員となっている現状をどのように捉えていますか。また、活動の影響や活動内容の改善はどのようにですか。

(消防長) 将来、発生が危惧されている南海トラフ地震など、大規模な災害が発生した場合、地域防災の要となるのは消防団であり、特に津波被害も想定されている沿岸部の旧3町に組織されている消防団の欠員が 27%となっている現状については、地域防災力を確保する上で大きな課題であると捉えております。

次に、活動への影響でございますが、少ない人員で災害出動や訓練を行わなければならぬことから、団員個々の負担が増加していると感じております。活動内容の改善といしましては、団員の大きな負担となっている消防操法大会について、大会出場の間隔や選手の選考等について見直しを検討しており、団員の士気を下げず、かつ過度な負担とならないよう改善していきたいと考えております。

なお、消防操法大会については愛知県消防協会から通知があり、これまで多くの訓練時間を割いていたパフォーマンス的な部分については、来年度より削除されることが決定しており、訓練の負担は軽減されるものと思っております。

(渡辺信行) 限られた人員団での活動ということですが、再質問します。

吉良第2分団の定数は 20 人でありますが、実員数は半数の 10 人となっています。これで活動はできているのか、お聞きします。

(消防長) 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年どおりの活動はどの分団もできておりませんが、消防団活動が制限される中、吉良第2分団については少人数ながらも分団訓練や消火栓点検手入れ、車両、資機材点検をはじめ、吉良町管内で発生した5件の建物火災のうち、招集命令した4件の火災に全て出動しており、責任感を持って任務に当たっております。しかしながら、定数の半数ということで、各団員が精いっぱいの活動となっており、有事の際に十分な活動を期待できない可能性は感じております。

(渡辺信行) 質問要旨(2)消防団員を1人でも多く確保するための対策はどのようにですか。また、欠員補充のために思い切った対策が必要だと思いますが、どのように考えていますか。

(消防長) 消防団員の減少は本市に限ったものではなく、全国的なものであり、一般的に行われている加入促進への取組については積極的に実施してまいりました。しかし、先ほど議員

のおっしゃられたとおり、旧西尾市には消防団がなかったため市民の消防団に対する認識は低く、また近年、この地方に常備消防のみでは対応できないような大規模な災害が発生していないことから、消防団を必要と思う市民は少なく、本市における消防団員減少の大きな要因の1つではないかと思われます。

そこで、対策でございますが、まず全ての市民が消防団を認知し、必要性を感じてもらうことが入団への第一歩と考え、即効性はありませんが、子どもの頃から消防団に慣れ親しんでもらうことにより、消防団の存在や必要性を理解し、将来の地域防災の担い手となってもらえるよう小学校の授業で地元消防団員が講師となり、消防団の活動や活躍を紹介するとともに、訓練等を体験してもらう「消防団の時間」を、ワクワク西尾創生事業で企画しております。今年度はコロナ禍により授業等はできませんでしたが、地元消防団員のオリジナルポスターを小学校に掲示していただき、小学生に消防団をPRしております。

(渡辺信行) 消防本部や消防団の努力により、年度初めの人員に対して9人増員しておりますので、引き続きご尽力いただきたいと思います。

消防団は、地域社会を愛する気持ちが活動を支えていますが、報酬や費用弁償も充実すべきだと思います。時には危険を伴いますので、激務に見合う額にすべきであります。団員の年額は5万4,500円、災害や警戒出動は4時間以下で3,000円、4時間以上で6,000円です。金額だけの問題ではないですが、対価としては安いと思います。例えば、西尾市特別職員の職員で非常勤のものの費用弁償を見ると、日額6,700円と定められています。30分から1時間程度の会議であっても6,700円支給されています。また、職員の時間外勤務ですが、1時間の平均単価が2,650円、休日になると2,860円です。これらに比べると消防団は安いと思います。全国平均や他市との比較など、いろいろな考えがあるようですので、この件は質問しませんが、私個人の考えとしては活動内容の見直しとともに、業務に見合った額に充実する方向で検討していただきたいと思います。

この議題、最後の質問をします。質問要旨(3)消防団員が減少傾向にある消防団の将来像を、どのように捉えていますか。

(消防長) このまま団員の減少が続ければ消防団活動に支障を來し、地域防災力が低下するものと捉えておりますが、このような事態を招かないためにも、あらゆる機会を捉えて消防団の必要性をPRするとともに、団員の地位向上や待遇の改善を図り、減少に歯止めがかかるよう加入促進に努めてまいります。

(渡辺信行) 消防団を維持していくには、何よりも地域住民の意識の向上を図ることであります。消防団の役割や重要性を市民が認識し、支援、協力することが大切であります。

消防庁によると、消防団員の出動は、火災は減ったものの風水害が増えているということです。激甚災害が恒常化する中で、消防団の存在感が一層増すこととなります。団員の待遇改善を図るとともに、その存在意識を再認識して、地域を挙げて消防団を守っていくべきと思います。

議題2 通学路危険箇所の整備状況について。

12月議会で、通学路の点検及び交差点の安全対策について一般質問をされました。その際の答弁が、元年度においては安全対策の必要な場所が38カ所あり、昨年度までに3カ所の交差点について整備を完了しており、本年度は2カ所程度の整備予定というものでありました。全て完了するまでは気の遠くなるような答弁でしたが、今後、積極的に予算化していくことですので、大いに期待しています。今回の質問は、交差点を除く通学路全ての危険箇所の整備状況について質問します。

昨年6月に千葉県八街市で起きた児童5人死傷事故を受けた通学路の安全点検で、政府は昨年12月24日に、10月末時点での調査で、全国で約7万2,000カ所にのぼる危険箇所を確認したと発表されました。そして2023年度末までに、これらの通学路の安全対策が完了できるよう、来年度の補正予算に500億円余りを計上し、ガードレールの設置や白線の塗り替え、速度規制などの対策を取るとしています。近隣市で積極的な豊田市を見ますと、毎年、計画的に通学路の交通安全の確保に関する取組を進めており、令和3年も7月と8月に市立小学校75校及び特別支援学校1校の周辺の通学路の調査を行い、対策必要箇所数は対象小学校56校で144カ所とされています。そして、ハード対策として歩道設置や注意喚起看板設置、路面表示など128カ所、ソフト対策として交通安全立哨や地域等へのチラシ配布など16カ所であり、令和3年・4年度の2カ年でハード事業の8割以上の対策完了を目指すとしております。

西尾市は、西尾市通学路交通安全プログラムが策定されています。豊田市と同様に関係部署が連携し、合同点検を行い予算確保に努めていることと思いますので、危険箇所及び整備状況について質問します。

質問要旨(1)通学路危険箇所の調査内容及び調査結果はどのようにですか。

(建設部長) 通学路の危険箇所の調査につきましては、西尾市通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、土木課、危機管理課、西尾警察署と連携して合同点検を行っており、通学路の安全に関する情報共有を図るとともに危険となる箇所の確認も行っております。また、本年度は千葉県八街市での事故を受けまして、通学路のさらなる安全確保のため、車の速度が上がりやすい箇所などにつきましても調査に加えております。

点検による調査結果でございますが、市内の小学校及び義務教育学校全25校の通学路において、対策が必要と判断される箇所は105カ所あり、対策が重複するものも合わせますと、路面標示や防護柵設置などのハード対策が必要な箇所が64カ所、交通立哨や安全教育などのソフト対策にて対応可能な箇所が55カ所となっております。

(渡辺信行) 再質問します。地域住民や町内会から改善が求められている箇所はどれくらいあり、どのような内容の要望ですか。

(建設部長) 通学路に限定したものではございませんが、本年度において現在までに提出されました交通安全に関する工事要望書の件数で申し上げますと、合計で405件の提出があり、内容としては、歩道の新設や注意喚起看板の設置、また防護柵、カーブミラー、区画線、道路照明灯などの施設整備が要望されております。

(渡辺信行) ハード対策として、路肩のカラー舗装、歩道の明確化のための境界ブロックやポストコーンの設置、防護柵の設置などありますが、次に整備状況をお聞きします。

質問要旨(2)整備が必要と判断された危険箇所の整備状況と、今後の整備計画はどのようにですか。

(建設部長) 調査結果により、ハード対策が必要と判断されました 64 カ所のうち、道路管理者として西尾市が対策を講じなければならない箇所は 32 カ所となっており、本年度において 14 カ所の整備を進め、令和4年度には残っております 18 カ所の整備を完了させる予定でございます。

(渡辺信行) ハード対策で、西尾市が対策を講じなければならない 32 カ所を、来年度中に整備予定ということですので、よろしくお願ひします。

今年度の町内会の要望で感謝の言葉を耳にしました。東幡豆町の旧 247 号線は通学路になっているのに歩道がなく、白線が消えて危険がありました。町内会要望したら、早急に白線を引いていただき保護者から感謝の言葉を聞きました。何事も早めに対応することによって、行政への信頼、評価が高まりますので、市長の言葉にありますスピーディーな対応をお願いします。

再質問として、通学路に限らず、交通安全としてソフト面での対策はどのようにしているのか、お聞きします。

(危機管理局長) 交通安全のソフト面の取組といたしまして、交通教室を実施する際に、地域の交通状況に合わせた内容を取り入れて、児童や生徒に指導を実施しております。また、代表町内会長会議にて、交通安全に関する協力をお願いしており、地元町内会に交通安全の注意・啓発用といたしまして「交通安全」、「通学路」などのぼり旗を、地域で必要とされる箇所に設置をしていただき、通行する自動車運転手への注意喚起を行っております。

そのほか、交通死亡事故ゼロの日には、町内会長、地域の方による立哨や登下校時の交通指導員による街頭指導を実施し、通学路の交通安全に努めております。

(渡辺信行) 質問要旨(3)教育委員会、学校としての安全対策はどのようにですか。

(教育部長) 教育委員会の取組といたしましては、先ほどの答弁にもございました西尾市通学路交通安全プログラムによる安全対策のほかに、各学校から交通事故報告を随時受け、その内容をまとめた資料を毎月の定例校長会議で配布し、注意喚起するなどしております。

次に、学校での安全対策の取組といたしましては、小・中学校で交通安全教室を行い、信号の渡り方、自転車の安全な乗り方の学習や交通事故防止のビデオを視聴しております。また、登下校時においては、交通量が多い交差点や細い抜け道など、特に注意が必要な箇所で教職員や保護者が立哨したり、青色防犯パトロールカーを使ったりして、児童・生徒の安全を見守っております。

(渡辺信行) 車社会でありますので、交通事故をなくすことはできませんが、事故を減らすことや予防に努めることはできます。熱海市で起きた土石流災害を見ましても、被害が起きてから調査や対策を考えています。悲惨な事故を出さないためにも、通学路の安全対策により一層努めていただきたいと思います。

議題3 市民と行政の協働のまちづくりの推進について。

西尾市総合計画は、市民と西尾の未来の姿を共有し、市民と力を合わせて目標に向かって進んでいくための指針であります。計画の性格としても市の最上位計画であり、道しるべとなるまちづくりの羅針盤とされています。また実施計画はローリング方式によって毎年作成され、新型コロナウイルス対策など、社会情勢が反映されています。総合計画の第6章は「市民と行政が共に考え、行動するまちづくり」であり、その中に市民活動・地域活動として、市民と行政の協働のまちづくりの推進と活発なコミュニティ活動の推進があります。コミュニティ活動の推進については、東日本大震災などを経験し、地域間のつながりやコミュニティにおける絆の大切さが改めて見直され、地域活動を活発化することが求められています。

また、社会情勢の変化などにより、人間関係が希薄化していると言われている現代において、地域のコミュニティや住民のコミュニケーションを図ることは大変重要とされています。災害時の共助、地域の防犯など、住民の安心な暮らしのためにも、ぜひ推進していただきたい事業であります。

中村市長の1期目の政策目標を見ますと、コミュニティによる新たな市民協働のまちづくりがあります。内容としては、人口減少社会に対応するため地域コミュニティにおいて、地域の発展を担う次世代の人材確保が必要であることから、地域資源を活用した取組に対して人的・財政的な支援を行うものとしています。西尾市の実態を見ますと、校区コミュニティ推進協議会活動補助金制度があり、26 校区に令和元年度は 905 万円、2 年度は 792 万円、3 年度は 906 万円を交付しています。事業内容は、防災訓練などありますが、大方は行事に対する補助金であり、コミュニケーションを図るものとなっています。もちろん、これらはまちづくりにつながる大切なものです、私は地域が共に考え、行動するまちづくり協議会の設置を願っています。平成 26 年に西尾市まちづくり市民会議を立ち上げて、市民と行政の協働のあり方を議論されたことがあります、環境整備の課題などあって、まちづくりに対応できる基盤づくりの検討をするということありました。

また、令和2年度から事業推進のための専門員を設置して取り組んでいますが、目に見える成果、具体的なステップへ進んでいないように感じています。進捗状況も含めて、実績、今後の取組などお聞きします。

なお、以前に一般質問で地区ごとにまちづくり協議会の設置や、まちづくり条例の制定の提案をしておりますが、その際の答弁は、調査研究を進めるということでありました。まちづくり協議会は住民の協力が必要不可欠であり、そこが容易ではないことは分かります。形だけの協議会ではなく、自分の住んでいるまちをどのようにしたいのか、どうしたら望んでいるまちになるのか真剣に考え、それを行動に移していただくことが大切であります。市民の皆さんには、いろいろな夢や要望を持ってみえます。行政が対応すべきことは行政が行いますが、市民も一緒に取り組む形にするような体制づくりを進めていただきたいと思います。そして、将来、

懸念されています人口減少時代を見据え、地域コミュニティの活性化を促し、地域力が向上できるよう地域の皆さんが出し、市が、そこに寄り添い支援していく真の市民協働の形を目指していただくことが重要と考えます。

質問要旨(1)地域と市が共に考え行動するまちづくりの協議会の進捗状況はどのようにですか。また、推進のための今後の計画はどのようにですか。

(市民部長) 新たな市民協働のまちづくりにつきましては、令和2年度から事業推進のための専門員を設置し、全ての校区コミュニティ推進協議会にアンケートを取り、興味を示された協議会を訪れ、新たな市民協働のまちづくりの事業について説明・協議をしてまいりました。現在、一色地区で個別事業に取り組んでおりますが、協働の観点から、町内会はじめ市民の皆様にご理解、ご協力いただくのが難しい状況にあります。しかし、今後もまちづくりに対して市民の皆様に関心を持っていただき、共に考え、共につくっていく協働のまちづくりができるよう行政として基盤づくりに努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

(渡辺信行) 今の答弁を聞く限り、残念ながら前進していないと感じました。私が提案しているまちづくり協議会は、幡豆、吉良、一色という地域または中学校区を単位としたまちづくり協議会であります。今後のまちづくり、都市計画や公共交通、地域の活性化策や安全・安心な暮らしなど、まちの形成に関する協議会を立ち上げて、西尾市のまちづくりを考えていくことがあります。議題1で取り上げました消防団の在り方についても、その1つですし、一色町旧庁舎の跡地活用もその1つです。地域で考え行動する、安全・安心のまちづくりであります。先ほども申しましたが、地域住民の意識、協力が必要不可欠であり、大変難しいとは思いますが、真の市民と協働のまちづくりができると思います。その基盤づくりを行政が行っていたいという思いであります。

質問要旨(2)政策目標であるコミュニティによる新たな市民協働のまちづくりの取り組み状況及び、今後の推進計画はどのようにですか。

(市民部長) 地域と市が共に考え行動するまちづくり協議会の進捗状況につきましては、西尾まちづくり市民会議で議論した結果、現在、各小学校区に存在する校区コミュニティ推進協議会を活用することとなりました。現行の補助制度は、防災訓練や地区のイベントなどが多く、地域の活性化としてのまちづくりになっていると考えております。

議員のおっしゃられる共に考え、行動するまちづくりにならないかもしれません、この制度によって地域に貢献し、その上で協働のまちづくりにつながっていくことを願っています。

今後は、地域がさらに活性化できるよう検討してまいります。

(渡辺信行) 小学校区を単位としたコミュニティ推進協議会活動費補助は、安心・安全な地域社会の形成に関する事業や交流、親睦、支え合いに関する事業などであり、地域づくりのための効果はありますので、継続して推進していただきたいと思います。

議題4 幡豆地区県有地の政策について。

昨年の12月に議員全体会議があり、県有地の経緯や現状、今後の動きなどの説明があり

ました。平成 10 年度に、新空港建設用土砂確保と採取後の造成を行うために県企業庁が取得した用地であります。しかし、平成 13 年には諸般の事情により土砂取得事業が中止となり、現在に至るまで未開発状態であります。今までに用地の利活用として、土地利活用基本構想、工業用地としての利用の検討、第7次総合計画の土地利用構想、県への開発提案など、西尾市として何とかしたいという思いで取り組んできましたが、県企業庁は公営企業であるため、採算性が見込める事業でないと着手できないということであります。議員全体会議で担当部長は、当初の事業が頓挫してしまった以上、それ以外での開発は大変厳しい状況であると説明されました。

原点に振り返ってみると、この土地はセントレアの建設用土砂確保と採取後の造成のために企業庁が取得した用地であり、現実論として土砂採取事業が中心になった段階で、開発そのものが困難な状況になったと理解するのが妥当な考えかもしれません。さらに、開発に向けて保安林解除の問題や崖問題、アクセスの関係や採算性など課題が山積しており、理想論を語っていても前進できない状態で 24 年経過となります。地元議員として、何とかしたいという思いは人一倍ありますが、西尾市の土地ではないこと、開発に多額の費用がかかることなどを考えますと、難しい問題と認識しています。

そこで、市長の政策としての考え方お聞きします。

質問要旨(1)開発に向けた問題点と現状を踏まえて、県有地に対する政策はどうですか。

(市長) 県有地に対する政策ということでございますが、議員のおっしゃるとおり、企業庁がこの土地を取得した経緯を考えますと、当初の計画が頓挫した後も法規制、アクセス、崖対策などの諸課題が残っており、いまだに採算が見込める案の策定に至っていないことや、市による企業誘致も全て不調に終わっているという事実もございます。こうした現状を考えますと、開発を伴う利活用は厳しい状況であると考えていますが、今後も引き続き、企業庁との意見交換や県有地に关心がある事業者との橋渡しを行うなど、利活用に向けた取組を行ってまいります。

(渡辺信行) 市長の言われるとおり、大変難しい問題であると思います。せめて土砂が取り除かれて平地になっていればいいのですが、土砂の処理からスタートしなければなりません。また、利活用すべき範囲、保全すべき範囲が定められ、場所の限定も開発の支障と思われます。

再質問します。利活用すべき範囲、保全すべき範囲が定められていますが、この範囲は修正できるのかお聞きします。また、開発区域は部分的にできるのかお聞きします。

(総合政策部長) 県有地の利活用すべき範囲と保全すべき範囲は、平成 15 年に県が学識者や地元有識者などをメンバーとして設立した幡豆地区土地利活用調査委員会において策定されました、幡豆地区土地利活用基本構想の中で設定したものであります。

基本構想では、利活用すべき範囲は、平場が現存し、保安林の分布が比較的少ない場所が設定されております。一方、保全すべき範囲は、範囲全域において比較的起伏が険しく、

大規模な造成を行わないと平場を確保することが困難な場所とされており、それぞれ地形などの特徴や法規制などを考慮して設定をされております。

これら範囲の修正については、具体的な計画と併せ、建設的に検討していただけるものと考えております。また、こうした検討に当たっては、保安林などの法規制、企業動向及び事業採算性などの面から、部分的ではなく、地区全体を踏まえた利活用検討が必要になるものと考えております。

(渡辺信行) 土地の所有者が県でありますので、県に何とかしていただくことしかできません。他人の土地の利用方法を、他人がとやかく言う権利はないかもしれません、西尾市にある公共用地でありますし、県民として意見を申すことはできると思います。西尾市の活性化、愛知県の活性化のために開発を望むものであります。議員全体会議で現状を再認識することができました。24年放置状態ということで困難なことは分かりますが、諦めたら前に進むことはできませんので、県へは愛知県施設を含む事業の提案や事業者との橋渡しなど、引き続き行っていただきたいと思います。

また、議会は議会としてできることをしていければと思っています。令和4年度の施政方針にありますできない理由を探すのではなく、できる方法を考える姿勢でこの問題に取り組んでいただきたいと思います。さらに、市長と知事が二人三脚で取り組まなければ成し遂げられない事業でありますので、市長にはトップセールスをお願いするとともに、4月から県職員出身の副市長が就任されますので、大いに期待を申し上げまして一般質問を終わります。

ありがとうございました。